

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成30年5月29日（火）

担当課：総務部 公共建築課

件 名：大和市公共施設保全計画（案）について

提出理由：大和市公共施設保全計画を策定するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・国は、平成25年6月に行われた「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」の閣議決定に基づき、同年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定した。
- ・翌年4月に各自治体に対し、国の基本計画に対する地方公共団体版の行動計画として「公共施設等総合管理計画」の策定を要請した。
- ・平成29年3月に「大和市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、公共施設全般の総合的・計画的な管理に関する基本方針を定めた。
- ・この方針のもと、下水道や公園などの施設に関する長寿命化計画は策定されているものの、市役所本庁舎をはじめとする公共建築物等の長期的な保全について方向性を定めるものはない。
- ・本市では、建築後30年を超える公共建築物が全体の約7割を占めており、老朽化の進行が著しい状況となっている。
- ・こうしたことから、学校教育施設などを含む公共建築物の具体的な対応方針を定める「大和市公共施設保全計画」（以下「保全計画」という。）の策定を行う。

2. 計画の位置付け

- ・保全計画は、総合管理計画に基づき、公共建築物の総合的・計画的な管理に関する方針等を定めた個別施設計画として位置付ける。

3. 計画の内容

(1) 計画の目的

- ・公共施設の適正な維持管理を行うと共に、計画的な修繕を実施することにより、長寿命化を目指す。
- ・実施計画策定や予算編成時において、公共施設の維持保全に係る事業費算出等の基礎資料として活用する。

(2) 計画の期間

- ・総合管理計画の期間と合わせて平成31年度(2019年度)から平成37年度(2025年度)までとする。なお、改修計画については、長寿命化の観点から、平成50年度(2038年度)までの20年間を見据えるものとする。

(3) 対象施設

- ・公共施設140施設のうち、病院、下水道関連、ごみ処理関連施設等を除く128施設を対象とする。

4. 期待される効果等

(1) 公共施設の点検・診断方法の改善

- ・定期的な施設点検により、早期に劣化や不具合箇所を発見でき、計画的な修繕等につなげることができる。

(2) 耐用年数の見直し

- ・計画的・効率的な修繕工事を実施することにより、公共施設の長寿命化^{*}を図ることができる。

※耐用年数：50年から60年～80年へ延長

(3) 保全に係る費用の縮減

- ・事業費の平準化を図ることにより、維持保全に係る事業費は約21億円／年となり、毎年度の事業費は、直近3年間の維持保全額：約27億円／年と比べ、約6億円削減することが可能となる。

※本市の公共施設は、防衛補助金等を積極的に活用しながら、新築や改修等を行っており、実際の予算額は、国の動向により、平準化した事業費(約21億円)から変動することがある。

(4) 事後保全から予防保全へのシフト

- ・設備機器等における突発的な故障等を防ぐ。
- ・安全性を確保しながら、施設の長期使用を可能とする。

5. 計画の進行管理等

- ・施設所管課において定期的に施設の点検を実施するとともに公共建築課において保全計画に記載された工事等の実施状況を毎年度確認する。
- ・保全計画の見直しは、劣化度評価の結果や改修・建替え工事の実施状況を確認するとともに、社会情勢や財政状況などを踏まえ、概ね5年ごとに行う。

経 過

H29. 3 ：大和市公共施設等総合管理計画策定
H28. 7～30. 3：大和市公共施設保全計画策定委託

今後の予定

H30. 6 ：大和市公共施設保全計画策定
H30. 7～：関係部署への説明等